平成17年度 第6回官業民営化等 WG・第19回市場化テスト WG 追加資料要求項目(経済産業省)(回答)

【全般】

1.及び2.の質問について、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下、「情報・研修館」という。)の個々の業務ごとに公共が関与しなければならない根拠及び民間開放についての考え方を示すと、次のとおり。

(1)情報公開関連業務

工業所有権関係公報等閲覧業務

特許公報等は、産業財産権の権利の内容を広く国民に公開することにより、活用の促進を図るとともに新たな出願の目安となるばかりでなく、損害賠償請求や差止請求といった権利侵害に係る法的措置の根拠となる。これら公報等の収集・整理・閲覧は、パリ条約で各加盟国に設置を義務づけられている「中央資料館」としての業務であり、国が遍く、公平に、常に国民の請求に応じて公報類を公開する義務を負うものである。

このことから、本業務においては中央資料館として、安定的、継続的、公平に、かつ無償にて国民に対して内外国の公報を閲覧できる環境を提供する必要があり、引き続き政府部内の一部とも言える独立行政法人情報・研修館が実施することが適当と判断している。

審査・審判関係図書等整備業務

審査・審判関係図書等整備業務は、特許協力条約(PCT条約)に基づく 国際調査における必要な最小限資料を含め、審査・審判等に必要な最新の技 術情報に係る図書等を収集し、特許庁及び出願人等に閲覧できる環境を常に 整備しておくことによって、重要な任務である迅速かつ的確な審査・審判を 確保・推進するとともに、出願人等の出願・補正等の便宜に供するものであ る。

審査・審判に必要な図書等については、情報・研修館が特許庁からの要求をベースに最新の技術動向、出願人の要請等を踏まえて有効と考えられる図書等を購入しているところであり、特許庁、出願人等の両方の要請に接し得る専門的な知識を有する情報・研修館自らが行うことが必要である。収集・提供に必要な書籍購入の発注に当たっては、緊急性、優先性を踏まえ機動的に対応を行うなど、書籍内容に通暁した管理が求められているところである。このような情報・研修館職員が有している知識やノウハウ等が無い民間事業

者に任せた場合には、適切な収集・提供が行われず我が国の特許行政の施行への支障、国際条約における業務履行の遅滞、ひいては国際的信頼性の喪失を招きかねない。諸外国の例を見ても、このような特殊な特許情報を特許庁及び国民へ提供する審査・審判関係図書等整備業務について、国の機関以外が実施している例は見当たらない。

工業所有権情報普及業務

工業所有権情報普及業務は、特許庁が保有する特許公報の一次情報や審査ノウハウ等を取得、整理し、特許電子図書館(IPDL)等を通じて出願人や海外特許庁に対して正確、継続的かつ公平に提供する業務である。

このことから、特許庁からこのような役割を与えられている情報・研修館が、事業の具体的実施内容の企画、ユーザーにとってより利便性の高い方法の立案等の役割を果たし、特許電子図書館等の維持改善に必要なシステム管理能力の強化を図りつつ、安定的、継続的、公平に無償で提供業務を行うことが求められる。このように、ユーザーが信頼、安心して情報を利用するためには、政府の特別な機関たる独立行政法人情報・研修館が実施せざるを得ない。

なお、情報普及業務実施の過程では、特許庁の未公開データや個人・企業等のアクセス情報に接することとなるため、情報・研修館の役職員は、一般の公務員や他の特定独立行政法人と同様に国家公務員法の守秘義務を負うのみならず、職務に関して知得した出願中の発明、考案又は意匠に関する秘密保持・盗用禁止が義務づけられており(情報・研修館法第13条)より重い刑罰が科せられている。

上記に加えて、 から の情報公開業務については、以下のような事情があることから、独立行政法人が実施する必要があり、民間事業者のへの業務移管は困難であると考える。

特許権をはじめとする産業財産権制度は、発明者に排他的権利を与えることにより発明等の保護を図るとともに、先端的技術等の活用、発展を図る制度である。このような産業財産権制度が成立するためには、国民が産業財産権について権利の内容、権利者等を事前・事後に知悉していることが必要である。このため、国が産業財産権情報を国民に対して提供し、何人であっても常に閲覧できるようにすることが産業財産権制度の不可欠な前提である。

また、当該業務は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、特許庁と一体的であるとの信頼性の基に出願人等が求める出願関係情報

が安定的に、かつ正確に取得又は提供される体制を構築・維持することが不可 欠である。

さらに、ユーザーは特許庁と同じ高いレベルのサービスを何人であっても公平に受けられるとの期待の下、各種サービスの提供を受けている。仮に、このような業務を特許庁から乖離した民間の主体が実施することとなると、その効果を維持することができないため、審査・審判事務の実施、出願人の利便性に支障をもたらしかねないことになる。

特に、争議権の行使により業務が停滞した場合には、補償金請求権の行使の遅延に伴う権利者の損害の増大、本来であれば権利化されない出願の権利化による利益の減少といった国民生活及び社会経済の安定に直接かつ著しい支障をきたすほか、瑕疵ある出願の増加により特許庁の審査・審判に影響を及ぼすことになる。

また、これらの業務をユーザーの信頼を失うことなく万全に行うことを担保するため、情報・研修館の役職員は一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に国家公務員法上の守秘義務を負うのみならず、特許庁職員と同様に(情報・研修館法13条) 秘密保持・盗用禁止が義務づけられており、より重い罰則が科せられている。

以上のとおり、当該事業については、特許庁と一体となって業務を実施する必要性が存在する以上、特定独立行政法人たる情報・研修館が実施することが必要であり、業務の確実な執行に支障をきたしかねない市場化テストにはなじまない。

(2)工業所有権相談等業務

情報・研修館の相談業務は、特許庁への特許等の出願手続等をはじめ、審査・審判・登録・基準・運用に至るまで産業財産権全般にわたる相談のワンストップサービスを提供しているものであり、産業財産権制度の設計及びその運用における豊富な従事経験と最新の情報、正確な判断力を有する職員によって相談に対応することが必要なものである。

行政庁に対するこのような質問・相談は、中立性・公平性・信頼性が保証される行政主体が回答する責任を有している。これら相談の中には多く個人や企業等のアイデア、技術やノウハウに関する秘密事項が含まれるため、当該業務の実施に当たっては相談者の信頼を確保し、相談の実効性を確保する必要があり、公開前の出願に係る発明や出願人の個人情報、営業上の秘密を保持し、複数者間の利害等に関わる内容の聴取や情報の提示が可能な主体において実施されるものでなければならない。

上述のような厳格な責任体制を構築するために、情報・研修館においては特許庁との人事交流を活用して、特許法等の産業財産権制度の運用解釈等につき、実際の現場経験等を踏まえた精度の高い回答を迅速に行っている。また、先述のとおり情報・研修館の役職員に対しては、「特許出願中の発明」等の職務に関して知得した秘密につき、国家公務員法に基づく守秘義務のみならず情報・研修館法13条において秘密漏洩の量刑が上乗せされているとともに、国家公務員法に無い盗用禁止の規定が置かれているため、出願人及び代理人等も特許庁の公的見解に準ずる形で安心して相談を受けている。

このような相談業務を民間事業者に委託した場合、現行の特許庁との一体的な連携・協力を確保することやユーザーの信頼性の確保は困難となり、現行の質の高い相談業務のワンストップサービスの実行に支障が生じ、相談に来る国民の期待に応えず、国民に不利益をもたらすこととなる。

一方、出願人及び代理人等からの相談の多くが出願書類の経過情報等、特許 庁の行う個別案件に係る審査・審判に必然的に付随するものである以上、特許 庁と人材や情報の面において密接な関係のある情報・研修館に相談が寄せられ ることを避けることも拒むこともできない。

こうした、特許庁の審査等に対する上記のような質問・相談について民間事業者が対応することは困難であるため、市場化テストの対象となり得ない。また、情報・研修館が行う個別具体の案件にも及ぶ無償の相談業務は、他の主体が行っている一般的な、又は、有償を前提になされる出願代理等の観点からの相談業務と本質的に異なっており、また、内容も個別具体的であるためマニュアル化などの手法には限界があり、民間事業者等への委託も困難である。

(3)工業所有権情報流通等業務

工業所有権情報流通業務は、企業や大学・公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術の収集と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズに対応した整理、両者のマッチングを図る上で必要な知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材(企業の技術開発、技術営業経験者)である特許流通アドバイザーを確保し、都道府県・TLO等からの要請により派遣する等により、休眠特許をはじめとする有効技術の活用を促進するものである。

「知的財産立国」の実現には、取得した権利を事業活動の中で最大限に活用し、投資した研究開発費の回収・更なる研究開発への再投資につなげていく「知的創造サイクル」の好循環が必要であり、開放意思のある特許権の流通は、権利の活用という政策的見地から全国各地で確実に実施されることが必要な事業である。

情報・研修館では、一方でこうした特許流通が円滑に行われる市場環境の整備を行うため、知的財産権取引事業者の育成など知的財産ビジネスの活性化に取り組んでいるものの、その事業はいまだ途についたばかりであり、特許流通市場は未整備であることから、市場整備がなされるまで国が先導する形で事業を維持拡大させることが必要である。国が事業を実施するに当たっては、相談業務や閲覧業務を通じて、技術の動向や中小企業が必要とする特許情報を詳細に把握、蓄積でき、また、全国的に展開する閲覧室を持つことにより地域動向にも詳しい情報・研修館が行うことが適当である。特に、事業の実施に当たっては地域事業者を指導する地方公共団体や地域技術の振興を担当する公設試といった公的機関との関係も事業の実施上不可欠であり、これらと密接に連携しつつ事業を行う観点からは政府機関である情報・研修館が当事業の実施主体として最も適当である。

本事業の今後の遂行については、平成13年度から平成17年度までの第一期中期目標期間中においては、主に特許流通の普及・啓発を中心としてきたが、今後は外部関係者(民間事業者や地方公共団体等)における人材育成やこれらへのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入を図るべく外部関係者の資金面における負担の導入を含めて、事業の在り方を検討することとしている。

なお、具体的な事業実施に際しては、特許流通アドバイザーの雇用・労務・研修等の管理業務、各特許流通アドバイザー間の連絡・調整、アドバイザーの活動をサポートするイントラ・データベースの構築・維持管理や情報提供等の周辺サポート業務は民間団体に委託しており、既に民間能力の活用が最大限に図られている。

(4)研修業務

本年6月10日に策定された政府(知財推進本部/本部長:小泉総理)の「知財推進計画2005」において、2015年までの知財人材倍増の目標が決定される中、人材育成体制の整備が急務となっており、官民挙げた取り組みが求められる中、その中核的組織として情報・研修館が積極的に対応することが位置づけられている。

情報・研修館が実施する特許庁職員向け研修事業は、特許庁職員の資質の向上を図ることを目的とした、審査官の法定研修をはじめとする審査基準、新規性、進歩性の判断等、内容的に高度かつ専門的なものであることから、これまでの豊富な経験ノウハウの活用が必要とされている。特許庁職員向け研修は、特許庁職員と全く同じ職務環境下で行う必要があり、公開前の発明にも触れざるを得ないため、特許庁職員と同様に通常の国家公務員以上の厳しい守秘義務、盗用禁止義務が課せられている。

情報・研修館が実施する外部人材育成事業は、審査官が有する高度かつ専門的な知見、ノウハウの開示(登録調査機関の調査業務実務者に対する研修等)を中心としつつ、民間の人材育成機関では不足する人材育成能力を補強し、公益的見地から中立・公平に研修を実施することが基本的役割である。こうした知財人材の育成を強力に推進するために、平成16年の特許審査迅速化法により特許庁の研修所業務を情報館(当時)に移管し、外部人材を含めた研修・人材育成を行うこととしたところである。

特に、同じく平成16年の特許審査迅速化法に基づき導入された登録調査機関になるためには、情報・研修館が実施し、修了認定する調査業務実施者(サーチャー)向け研修の修了者を一定数以上有することが法律上の登録要件となっている。このような民間の調査会社の資格・地位に大きな影響を持つ法定研修については、情報・研修館が中立・公平な立場に加え、審査官等の有する高度かつ専門的な知識・ノウハウを活用して研修を実施し修了認定を行うことが前提となっている。こうした観点からは、業務の実施において贈収賄がなされることのないよう、刑法上、公務員を対象とする身分犯の適用が必要となっている。もし、特許庁職員や登録調査機関の調査業務実務者に対する研修を民間事業者が実施することとなった場合には、審査官等が有する知見、ノウハウ等を受講者が十分に習得することが不可能なため、審査や登録調査機関の行う先行技術調査の質の低下、審査の遅滞を招くばかりか審判や訴訟件数の増大につながりかねない。

市場化テストの可能性については、当該研修がそもそも審査官が有する高度かつ専門的な知見、ノウハウの開示といった民間の人材育成機関では対応不可能なものである以上、市場化テストの対象にはなじまない。

【各論】

工業所有権情報・研修館

欧米等各国の特許庁について、現在、工業所有権情報・研修館が担っている 各機能・業務に関して、それぞれ有料・無料のいずれで行われているかを確 認した一覧をお示しいただきたい。

前回ヒアリング(8月8日)以後に追加的に確認できた情報について、別紙 1のとおりである。

【別紙1御参照】

諸外国比較一覧

		公報閲覧事業	審查·審判資 料提供事業	情報普	普及事業		14453437	研修事業·人材育成事業	
	各国特許庁	パリ条約で定 める「中央資 料館」	PCT条約に定 める「ミニマ ム・ドキュメン ト」の整備	特許電子図書 館ホームペー ジ	諸外国との 審査情報交換 データ交換	一 産業財産権一 般の相談事業 製	特許流通促進 事業	職員研修	外部人材育成
日本	日本特許庁 (情報·研修館)	(無料)	(無料)	(無料)	0	(無料)	(無料)	(無料)	(一部有料)
米 国	米国特許商標庁	(無料)	(無料) (特許文献のみ閲 覧提供)	(無料)		(無料)	(一部有料)	(無料)	(一部有料)
ヨーロッパ	ヨーロッパ特許 庁 (国際機関)		(無料) (特許文献のみ閲 覧提供)	(無料)		(無料)	(無料)	(無料)	(一部有料)
英国	英国特許庁 (エージェンシー) 公務員	大英図書館科学 参考・情報サー ビス (無料)		(無料)		(無料)	(無料)	(無料)	(一部有料)
フランス	国家工業所有権庁	(無料)		(無料)		(無料)	(無料)	(無料)	(一部有料)
ドイツ	ドイツ特許商標庁	(無料)		(無料)		(無料)	(一部有料)	(無料)	(一部有料)

表中 は各国特許庁自らが実施していることを表し、 は仲介等の事業は行っていないが、特許情報活用支援は実施していることを表す。 諸外国との審査情報交換データ交換は、特許情報サービスのベースであり、体外情報サービス、審査における庁内データベースなど様々な用途で活用される。 工業所有権情報・研修館の主な業務区分ごとに、民間委託している部分・直営で行っているそれぞれの部分と、それに要している予算(経費)の一覧をお示しいただきたい。

御要望の資料について、別紙2のとおりである。

【別紙2御参照】

情報・研修館における委託事業の範囲及び実績額(平成16年度執行ベース)

(単位:百万円)

業務区分	事 業 名	内 容	16年度実績額
工業所有権関係 公報等閲覧業務	地方公報閲覧等事業	地方閲覧室(札幌等8カ所)で利用に供している公報閲覧用機器 の操作指導等及び当該地方閲覧室の運営管理。	103
	特許流通促進事業	我が国に存在する膨大な開放特許を中小・ベンチャー企業に円滑に移転させ、新規事業の創出を促す「特許流通市場」の創設のため、 技術移転の公的専門家である特許流通アドバイザーの派遣、 知的財産権取引事業を行う者の育成を行う。	2,341
工業所有権情報 流通等業務	開放特許情報等提供事業	我が国に存在する膨大な開放特許を、中小・ベンチャー企業に円滑に移転させ、新規事業の創出を促す「特許流通市場」の創設のため、 特許流通データベースの整備、 アイデアデータベースの整備、 開放活用例集の作成、 特許流通促進事業に関する情報の公開及び普及活動等を行う。	356
	特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	特許情報活用による地域産業の活性化策を支援するため、特許情報活用支援アドバイザーを派遣し、中小・ベンチャー企業等が技術開発や特許取得・管理業務を実施するにあたって重要となる特許情報活用についての情報提供、指導・相談事業等を展開する。	603

工業所有権情報・研修館が実施している情報の収集・整理や公報・資料の閲覧、それを踏まえたシステムの整備・管理などについて、貴省は調査票において、「特許庁の審査・審判の実施に不可欠な業務であるのみならず、個人、中小企業等を含めたすべての者に特許情報を公開することを目的とした極めて重要な行政の一部であり、収益性・採算性を重視した民間事業者には馴染まない。」と主張されている。しかし、当会議としては、法人が果たしている「機能・役割」を維持することが上記【全般】1.の指標に照らし認められた場合にも、上記【全般】2.のとおり、これをより効果的・効率的に果たす観点から、独立行政法人という法人形態によって集中的に当該機能・役割を担う必然性があるのか、例えば、法人から委託費や補助金等を支出することにより、民間が同様の機能・役割を担うことができないのか、という問題を提起しているところであり、このような点について、貴省の見解を伺いたい。

【全般】の(1)において記述したとおり、情報・研修館が実施している情報の収集・整理や公報・資料の閲覧、それを踏まえたシステムの整備・管理は、独立行政法人という法人形態によって集中的に当該機能・役割を担う必然性があると考えている。

特許権をはじめとする産業財産権制度は、発明者に排他的権利を与えることにより発明等の保護を図るとともに、先端的技術等の活用、発展を図る制度である。このような産業財産権制度が成立するためには、国民が産業財産権について権利の内容、権利者等を事前に・事後に知悉していることが必要である。このため、国が産業財産権情報を国民に対して提供し、何人であっても常に閲覧できるようにすることが産業財産権制度の不可欠な前提である。

さらに、当該業務は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあるため、特許庁と一体的であるとの信頼性の下に出願人等が求める出願関係情報が安全に取得又は提供される体制を構築・維持することが不可欠であり、ユーザーは特許庁と同じ高いレベルのサービスを何人であっても公平に受けられるとの期待の下、公務員型独立行政法人の情報・研修館において各種サービスの提供を受けている。しかし、こうした特殊な性格を有した独立行政法人ではない民間の主体が実施することとなると、その効果を維持することができないため、出願人の利便性を減少させることになる。

以上のとおり、当該事業については、特許庁と一体となって業務を実施する必要性が存在する以上、特許庁からの出向者によって構成される情報・研修館が実施することが最適と考えている。

貴省は、現在実施されている相談業務に関して、主として、 マニュアル化が困難(限界がある) 秘密保持、守秘義務の問題を理由として、民間事業者等への委託は困難であると主張されている。しかし、 に関しては、マニュアルを作成するための工夫次第であり、また、 についても、民間事業者に業務を委ねる場合について、必要に応じ、契約による担保、あるいは守秘義務を法律で課すなどの対応によって、十分にこの問題はクリアできると考えているが、これらの点についての貴省の見解をお伺いしたい。

【全般】の(2)において記述したとおり、情報・研修館に対する、出願人及び代理人等からの相談の多くは出願書類の経過情報等、特許庁の行う個別案件の審査・審判等に係るものである。このような相談について、事前に網羅的にマニュアル化を図ることは不可能であり、産業財産権制度の設計及び運用における豊富な従事経験と最新の情報、正確な判断力を有する職員が従事する必要がある。

なお、情報・研修館への上記のような相談に付随して発生する初歩的・定型 的な内容の相談についても、ワンストップサービスといった観点から、情報・ 研修館において対応しているが、可能な範囲で既に非常勤職員の活用を行って いる。

情報・研修館の役職員に対しては「特許出願中の発明」等の職務に関して知得した秘密につき、国家公務員法に基づく守秘義務のみならず情報・研修館法13条において秘密漏洩の量刑が上乗せされているとともに、国家公務員法に無い盗用禁止の規定が置かれているため、出願人等も特許庁の公的見解に準ずる形で安心して相談を受けている。

このような相談業務を民間事業者に委託した場合、現行の特許庁との一体的な連携・協力を確保することやユーザーの信頼性の確保は困難となり、現行の質の高い相談業務のワンストップサービスの実行に支障が生じ、相談に来る国民の期待に応えず、国民に不利益をもたらすこととなる。

なお、独立行政法人の職員の身分やその業務の在り方については、立法論的に可能か否かの議論というよりもむしろ、業務の実態を踏まえて事業に従事する職員の性格、ユーザーの期待信頼等の観点から最も適当な形態を決定することが必要であると考える。

特許流通アドバイザー派遣事業について、その実施主体として工業所有権情報・研修館が最も適当であると貴省は主張されているが、当該事業をより効果的・効率的に実施する観点から、民間の活用や他の実施主体が本当に考えられないのかについて、より詳細に具体的な根拠を示されたい。

工業所有権情報流通業務は、企業や大学・公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術の収集と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズに対応した整理、両者のマッチングを図る上で必要な知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材(企業の技術開発、技術営業経験者)である特許流通アドバイザーを確保し、都道府県・TLO等からの要請により派遣する等により休眠特許をはじめとする有効技術の活用を促進するものである。

1. 「知的財産立国」の実現には、取得した権利を事業活動の中で最大限に活用し、投資した研究開発費の回収・更なる研究開発への再投資につなげていく「知的創造サイクル」の好循環が必要であり、開放意思のある特許権の流通は、権利の活用という政策的見地から全国各地で確実に実施されることが必要な事業である。

情報・研修館では、一方でこうした特許流通が円滑に行われる市場環境の整備を行うため、知的財産権取引事業者の育成など知的財産ビジネスの活性化に取り組んでいるものの、その事業はいまだ途についたばかりであり、特許流通市場は未整備であることから、市場整備がなされるまで国が先導する形で事業を維持拡大させることが必要である。国が事業を実施するに当たっては、相談業務や閲覧業務を通じて、技術の動向や中小企業が必要とする特許情報を詳細に把握、蓄積でき、また、全国的に展開する閲覧室を持つことにより地域動向にも詳しい情報・研修館が行うことが適当である。特に、事業の実施に当たっては地域事業者を指導する地方公共団体や地域技術の振興を担当する公設試といった公的機関との関係も事業の実施上不可欠であり、これらと密接に連携しつつ事業を行う観点からは政府機関である情報・研修館が当事業の実施主体として最も適当である。

仮に、現段階において情報・研修館が事業を停止した場合には、都道府県については採算性の観点から事業は縮小し、サービスが提供されなくなるおそれがある。また、相談業務や閲覧業務を通じて蓄積された知見が特許流通アドバイザーに還元されないため、サービスの質の低下も招くことになる。これらの影響により、ユーザーは不利益を被るばかりか発展途上にある特許流通市場の縮小にもつながりかねない。

2.特許流通促進事業は、平成13年4月の、特許庁の内部組織であった「工 業所有権総合情報館」の独立行政法人への移行に伴い、特許庁から独立行政 法人に引き継がれる形で実施している事業である。当該移行は、産業財産権 の重要性が益々増大する中で、情報収集等の一層の強化に対する国民の強い 期待に応えるため、特許庁との一体性を維持し、ユーザー志向を向上させる 観点から、責任や費用対効果を明確化した上で自律性・柔軟性を高めるとい う独立行政法人の特長を活かす形で業務の効率化を実現すべく、その業務内 容は基本的に引き継ぎつつ、独立行政法人に移行したものである。また、平 成16年10月に特許庁より移管された情報普及業務を通じて蓄積されたユ ーザーの必要としている特許情報や技術の動向についての知見を特許流通ア ドバイザー派遣事業に活用することにより、現場感覚を踏まえた全国的な観 点からの主体的な事業管理(プロジェクト・マネージメント)を発揮するこ とで、その効果を十二分に高めることができる。このように情報・研修館は、 特許庁の各部局に分散していた対内・外サービスを集約することにより、そ の効率化を図るとともに機動性を高めて事業を実施していることから、知的 財産権に関する事業の知見を有し、特許庁の地域、中小企業、大学等への知 的財産活用に対する各種施策と連携を取って円滑に特許流通促進事業をマネ ージメントできるという利点を有している。

以上を勘案すると、現時点においては、情報・研修館が当事業の実施主体として最も適当であると認識している。

3.特許流通アドバイザー派遣事業は、企業や大学・公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、両者のマッチングを全国展開して行う必要がある。実際に、平成16年度実績として都道府県やTLO等に112名のアドバイザーを派遣し、これまでに5,461件のライセンス等の契約が結ばれており、結ばれた契約の6割が都道府県を越えたマッチングとなっている。

特許流通アドバイザー派遣事業の運営、派遣先の決定は、全国的な状況を 把握しつつ、都道府県、公設試、大学と言った公的色彩の強い組織と綿密な 連携をとって協議をし、企画・立案をしなければならず、当該協議、企画、 立案は独立行政法人でなければ実施できないと考えている。

なお、具体的な事業実施に際しては、特許流通アドバイザーの雇用・労務・研修等の管理業務、各特許流通アドバイザー間の連絡・調整、アドバイザーの活動をサポートするイントラ・データベースの構築・維持管理や情報提供等の周辺サポート業務は民間団体に委託しており、既に民間能力の活用が最大限に図られている。

4. 更に、平成13年度から平成17年度までの第一期中期目標期間中においては、主に特許流通の普及・啓発を中心としてきたが、本事業の今後の遂行については、外部関係者(民間事業者や地方公共団体等)における人材育成やこれらへのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入を図るべく外部関係者の資金面における負担の導入を含めて、事業の在り方を検討することとしている。

工業所有権情報・研修館が実施されている対象者別・内容別の各研修について、調査票では、それぞれ当該法人でなければ行うことができない理由が縷々述べられている。しかし、これらについて、本当に民間で代替することができないものなのかどうかを検討するため、研修の種別に基づき、より詳細に具体的な根拠を示されたい。

1. 各研修に共通な事項(位置付け)

情報・研修館が実施する研修事業は、特許庁職員の資質の向上を図ることを中核としつつ、同庁が有する知識・ノウハウを活用して外部人材の育成を効率的かつ機動的に行うものである。そして、特許庁内外の人材に対する各種研修間で、教材、スケジュール設計、講師選定等に関する情報やノウハウを相互に活用することにより、質の高い研修を実現している。

特許庁職員向けの研修は、同庁における職務を遂行するうえで不可欠な知識を修得するものであるから、特許庁自身が行うべきところ、人事交流等を通じて特許庁と実質的に一体の組織として機能している情報・研修館がこれを実施しているものである。

特許庁職員以外の研修については、発明協会、日本弁理士会、知的財産協会、 及び大学・大学院といった民間の知財専門人材の育成機関において、その大部 分が実施されているところ、民間で実施することが困難な研修を公益的見地か ら中立・公平に情報・研修館が実施することによって、民間が実施している研 修を補完している。

これら研修事業については、特許庁職員に対する研修であっても、また、その経験を生かして調査業務実施者(サーチャー)を目指す者に対する研修を行う場合であっても、いずれも法定された研修であり、他の組織により得られる内容の研修は別にして、実際に審査・審判・方式審査等の実務を経験した特許庁の職員が主体となって実施する必要がある。また、特許庁と全く同じ執務環境の下で研修を実施することから、秘密とすべき情報に接することがあるため、特許庁職員と同様な位置付けのもと、業務上知り得た発明等について秘密保持、盗用禁止の義務が課せられている。更に、登録調査機関になるために必要なサーチャー向け研修の修了認定においては、登録調査機関を希望する民間事業者の資格・地位に大きな影響を与えるため、中立性・公平性が厳正に確保されるとともに、贈収賄の発生を未然に防ぐ必要がある。

以上により、現在情報・研修館で実施している特許庁職員やサーチャー、地 方公共団体、弁理士等に対する研修は、基本的に民間による実施は困難である。 2.個別の研修に係る事項 各研修について、個別に整理すれば別紙3のとおりである。

個別の研修に係る事項

研修名	対象	研修概要	民間代替が不可能な根拠
特許庁職員 研修	審查官 審判官 事務系職員 (審判書記官、 産業財産権専門官、 方式審查専門官等)	知的財産業務を支える人材の所産業務をを図り、特許庁における審化ののでではないでは、本のでは、特別のでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	職員研修は、組織及び人事の政策の中核をなすものであり、職務を遂行するうえで不可欠な知識を修得する研修を組織内で実施することは、その組織の責務である。 特許庁職員研修は、当然に同庁が自ら適切に実施していたものであるが、外部人材に対する研修を情報・研修館が行うことを契機として、機動性を活かした効果的・効率的な研修の実施のために、同館に移管したものである。情報・研修館は、特許庁職員との人事交流を通じて、実質的に特許庁と一体の組織として機能していることにより、特許庁職員研修を実施することが可能となっている。 したがって、特許庁職員向研修を、情報・研修館以外の機関が行うことは想定できない。 なお、語学研修、技術的教養等外部機関を活用した方が効果的かつ効率的であるものについては既に外部機関を活用している。
調査業務実 施者育成研 修	調査業務実施者	調査業務実施者調査業務力を発生を計画である。というでは、特別のでは、は、特別のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	本研修は、平成16年5月に成立した特許審査迅速化法によって登録調査機関制度が導入されたのに伴い、その設立に必要な調査業務実施者の調査能力を担保するために、情報・研修館が行うものとされた法定研修であり、「知的財産推進計画2005」においても情報・研修館において実施するものとされている(第5章2.(1) i)121頁)。 調査業務実施者が行う先行技術調査業務は、新規性・進歩性等の特許要件の判断に必要な先行技術文献を調査する業務であり、特許庁審査官が行う業務の一部を肩代わりしているものである。したがって、調査業務実施者には、特許庁審査官が有する法令、条約、審査基準、特許分類及び検索技術に関する高度且つ専門的な知見についての理解が必要である。このような知見を提供する研修の企画・編成、講師の選定及びテキストの作成並びに研修生の実務能力の評価には、特許庁職員の研修に関して豊富な経験・ノウハウを持つ情報・研修館の機能が不可欠であり、特許庁との間で機動的且つ密接な人的・知的交流を保つことが可能な情報・研修館が上記研修を実施することが適当であると思料する。
	行政機関職員 政府関係機関職員 都道府県職員 政令指定都市職員	地方公共団体を含む行政機関産権関連業務を担当して行う、特許庁にづける実務に基づける実務に基切けるの研修のための研修	本研修は、地方の行政機関が知財に関する国の施策及び特許庁における 実務への理解を深めることにより、地域政策への知財の活用を図り、以て地域経済の活性化に資することを目的に実施している。具体的には、地域における知財政策や技術政策の推進を担当している行政庁等職員を対象に、最新の知的財産政策の内容や中小企業・公設試等の権利の取得・活用に不可欠な知識を研修している。 したがって、民間の人材育成機関が行う知的財産権一般の研修とは異なり、地域中小企業や公設試等における知財の取得・活用に資する産業財産権政策や実務の研修を実施する必要があるところ、これを民間で行うことは困難であると思料する。
特許侵害警 告模擬研修	中小・ベンチャー企業の 経営者、知財担当者	等の特許侵害に対する対応力強化と 知財マインドの向 上を目的とした、特 許侵害警告から始	り、知財活用戦略を企画するとともに特許侵害警告を受け取った場合等の知財紛争に対しても、適切に対応することができるようにすることを目的として実施しているものであり、「知的財産推進計画2005」においても政府が充実すべき施策として挙げられている(第3章 (6)79頁)。
知財専門人 材向け審査 基準討論研 修	弁理士 企業の知財部員	知財専門人材の実 務能力向上を目的 とした、審査基準 等をテーマとした 弁理士・企業知財 部員等による討論 研修	本研修は、「知的財産推進計画2005」に掲げられた知的財産関連の専門人材の育成(第5章2.119頁)に関する考え方のもとに、知的財産専門人材の実務能力向上を目的として実施しているものであり、同計画における知財人材倍増という「知財人材育成総合戦略」の中においても重要な地位を占めるものである。特許・実用新案審査基準は、技術の変遷や新技術の創成によって常に見直され社会のニーズに的確に対応しており、近年では毎年のように改訂がなされている。本研修は、審査基準の周知徹底が特許出願の適正化に寄与するとの理解のもと、特許庁の審査官が審査基準等に対して有する高度且つ専門的な知見・ノウハウを外部に提供しつつ、審査基準についての解説を新規性・進歩性等の考え方について討論する形式で実施している。このような特許庁の審査基準に係る高度な研修を民間で行うことは困難であるものと思料する。